

設置目的

私たち個々の議員や議会は、市民生活の向上という究極の目的のもとに活動しています。議会基本条例は、その議会機能強化のため、議会のルールを自ら定めることで、議会のあり方、討論など、議会運営の体系化、総合化を図ろうとする強力なテコとなります。住民と歩む議会、議員同士が討論する議会、首長ら執行機関と切磋琢磨する議会への変貌、ひいては市民の豊かで幸せな暮らしを築くために大いに貢献することは間違いありません。

このようなことから、議会基本条例を策定するため、特別委員会で審議していくこととなりました。

● 議会基本条例策定特別委員会委員

委員長	大塚	弘史
副委員長	後藤	敦志
委員	山宮	留美子
委員	深沢	幸子
委員	山形	金也
委員	後藤	光秀
委員	滝沢	健一
委員	坂本	隆司
委員	伊藤	悦子
委員	糸賀	淳
委員	椎塚	俊裕
委員	横田	美博
委員	油原	信義
委員	大竹	昇
委員	後藤	敦志
委員	寺田	寿夫
委員	鴻巣	義則
委員	近藤	博
委員	川北	嗣夫
委員	桜井	昭洋
委員	大野	誠一郎